

いじめ総合対策を効果的に実行するための校務改善策

施策のねらい 教員が子どもと直接向き合う時間を確保することを通して、いじめ総合対策等を効果的に実行する。

教育活動の質の向上のためのカリキュラムマネジメントを推進するとともに、履修主義と習得主義のバランスを踏まえ、関係機関・地域等との「連携・分担」を明確化することで、校務改善、教員業務を精選し、子どもと直接向き合う時間、いじめ対応のための時間を確保する。

①学校いじめ対策委員会を定期的(週1回)・臨時的、かつ法に則り適正に実施し、十分に機能させることを通して、全教員が共通理解の下、組織的にいじめに対応する。

②教員が、児童・生徒の学校での様子、いじめ等への対応について記録、情報共有、対応検討する時間を確保する。

いじめ対応のための時間(週1時間・年間35時間)の確保

「学校いじめ対策委員会」「いじめに関する記録、情報共有、対応検討」のための時間を週当たり1時間(年間35時間)確保するために、週授業時数の上限を28時間とする。

週授業時数28時間上限とする

定期的(週1回)に実施する学校いじめ対策委員会をSCの勤務日に設定することを前提とし、各学校で週授業時数28時間を上限に授業時数を割り当てる。

方策

A

月	火	水	木	金
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	○	○	●

週2回、5時間授業の曜日を設定する。そのうち1時間(年間35時間)をいじめ対応のための時間として確保する。

B

月	火	水	木	金
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	●	●	●
●	●	○	●	●
●	●	○	●	●

週1回、4時間授業の曜日を設定する。そのうち1時間(年間35時間)をいじめ対応のための時間として確保する。

【小22・中24】全校共通

長期休業中の郷土学習

郷土学習における調査活動等を長期休業期間中に実施したものを10時間程度位置付けてもよいとしていたが、令和4年度以降は年間指導計画に10時間位置付けることとする。
【10】

短い時間を活用した教科等指導

指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う体制を整備し、年間を通して小学校週1回15分程度、中学校週2回10分程度の短い時間を活用した教科等指導を設定する。
【小12・中14】

【小13・中11】各学校で選択・組み合わせる

学校行事の精選・統廃合

地域行事のねらい、活動の特色を踏まえ、地域行事への参加を「日常の学習を地域との関わりを通して実践する場」と捉え、教科等の年間指導計画の時数として位置付ける。

短い時間を活用した教科等指導

指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う体制を整備し、年間を通して週2回15分程度の短い時間(中学校は週4回10分程度)を活用した教科等指導を設定し、年間指導計画の時数として位置付ける。

校外学習等

校外学習(宿泊含)のねらい、活動等の特色を踏まえ、内容相互及び各教科、道徳科、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、関連する各教科等の年間指導計画の時数として位置付ける。

各種コンクールへの出品

各種作品コンクールの趣旨、内容を踏まえ、出品に向けた長期休業期間中の活動を教科等の年間指導計画の時数として位置付ける。

運動会・体育祭等

運動会・体育祭を日常の体育、保健・体育の学習における「成果発表の場」と捉え、指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う体制を整備し、年間指導計画の時数として位置付ける。

余剰時数の見直し

授業日数及び一日の授業時数の工夫により、余剰時数の上限を18時間未満とする。

授業日数の調整

長期休業日を2～3日程度短縮し、算定基礎授業時数を増加させる。

教員業務の改善・支援策

子どもと直接向き合う時間を確保するための業務軽減

私費会計の簡素化・効率化

各学校の金融機関との交渉・調整により、教員の現金の取扱いをさせない仕組み構築し、簡素化・効率化する。

- ・私費教材費の金融機関での引落
- ・宿泊行事等の費用積立の金融機関での引落
- ・事務職員による決済処理
- ・その他(漢検英検等)支払を保護者直接振込

SSWの増員

各中学校区の担当制とし、継続的に関わられるようにするとともに、地域の傾向を踏まえた家庭福祉的対応を強化する。

学校行事を地域と共同開催

各地域で実績のある行事の特色を踏まえ、類似する学校行事を共同開催することで、準備・運営を地域住民、保護者に、学校は会場提供することで、教員は児童・生徒の指導に集中できるよう「連携・分担」する。
【取組例】

- ・地域総合防災訓練等への参加をねらいや活動の内容に応じて、避難訓練に位置付けたり、地域防災をテーマにした総合的な学習の時間として位置付けたりする。
- ・地域運動会・ロードレース等と運動会・体育祭等と共同で開催する。

いじめ対策担当教員に対する校務軽減

学校いじめ対策担当教員に対する校務軽減措置を講じ、学校のいじめ対応の核として十分に機能させる。下記具体例を実態に応じて組み合わせる。

- ①担当校務に副主任を置く
※生活指導副主任(部会の準備・運営、研修会出席等)
- ②クラブ、委員会、児童会・生徒会活動の担当、部活動顧問を免じる
※学校の実情に応じ、副顧問とする等
- ③「特別の教科 道徳」の授業を学年でローテーションで担当

いじめ対応をする教員への支援

地域人材活用による支援強化

教員でなくても可能な業務、教員よりも教育効果が高いと考えられる業務については、地域人材を積極的に活用する。

- ①地域人材による登下校等の見守り
- ②部活動への地域人材の活用

副校長補佐・支援

副校長がいじめの全ての事案に関与し、対応する教員に対していつでも、迅速に指導・助言できるようにするための支援として、副校長業務を補佐する人材を配置し活用する。

【副校長補佐の業務例】

- ・電話・来客初期対応
- ・資料作成(学校要覧、説明会資料等)
- ・校内環境整備、学校施設等安全確認
- ・月次報告・調査事務
- ・会計事務(謝金含)
- ・講師、ボランティア等任用事務
- ・出勤簿管理、休暇職免処理、勤怠把握(勤静表)